

今月の Twitter 2014 年 10 月 (抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【9 月 29 日】

生産性向上設備投資促進税制。B 類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)を取得する際に、公認会計士・税理士が事前確認を行った上で役所が O.K.を出せば、即時償却又は税額控除ができます。この依頼を受けて**事前確認書**を提出した会社に経産産業局から確認書が到着。

【9 月 30 日】

生産性向上設備投資促進税制。有形固定資産の取得だけではなく、ソフトウェアやリースも含まれます。ただし、要件を満たす必要あり。永続する制度ではありません。

【10 月 1 日】

指導監査。今日は保育園にお伺いします。社会福祉法人は補助金や寄付金を受けて運営されているため、その状況を確認する目的で自治体による監査が行われます。

【10 月 2 日】

NPO 法人特有の取引。

『NPO 法人会計基準「ボランティアによる役務の提供の取扱い」について教えてください。』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11555758693.html>

【10 月 3 日】

ブログを更新しました。特定事業用宅地等について解説。**小規模宅地等の特例**をうまく使えば相続税額を有効に減額できます。

『小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その 2』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11933477161.html>

【10 月 8 日】

世界体操。日本は男子団体で惜しくも「銀」でした。最終種目の鉄棒で最終選手により大逆転の開催国、中国。“圧巻の演技”ではあるものの、内村選手との得点差はあれほどないはず。体操でも「アウェー」があるんですね。

ノーベル物理学賞。赤崎氏、天野氏、中村氏の受賞おめでとうございます。「どうするか(HOW)ではなく、なにをやるか(WHAT)が大事」とは赤崎氏。ひとつの道で精進を重ねることは重要だと思います。

【10月9日】

立入検査チェックリスト。公益法人への立入検査のためのチェックリストは、いくつかの県が公開しています。現在私たちは、立場を変えて、自主点検目的で公益法人に利用してもらえるチェックリストを準備しています。

【10月10日】

ブログを更新しました。特定居住用宅地等について、**小規模宅地等の特例**をうまく使えば相続税額を有効に減額できます。

『小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その3』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11935313798.html>

【10月12日】

居酒屋『出逢い』。マスターは地域の問題について、他のお客さんとの打ち合わせに忙しそうでした。マスターとゆっくり話をするのは、また今度。楽しみにしています。

【10月13日】

経営改善が必要な中小企業に対して、銀行や顧問税理士からは支援策が積極的に説明されていません。どうすれば経営者の耳に届くのか。

『いざ！経営改善計画』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11888630121.html>

【10月16日】

笑顔。

幸せだから笑うのか。笑うから幸せなのか。

幸せの感じ方は人それぞれ。

幸せを感じられることが幸せ。



【10月17日】

著書(共著)のご紹介。『**実務に役立つ 社会福祉法人の会計基準 Q&A**』(清文社)。「結局どうしたらいいのか。」という実務の視点で解説しています。まずは HP の掲載文をお読みください。

http://matsui-jicpa.com/swc.html#c_top

【10月18日】

朝散歩。表札が2つある家をよく見かけます。事実婚の夫婦って、こんなに多いかな。……
そうか！娘夫婦との同居。これからも増えそうです。

【10月20日】

起業家に祝い金。枚方信用金庫は創業支援として 10 万円を出すことを始めます。大阪府枚方市、門真市、守口市で起業し、同金庫から 200 万円以上借りる事業者が対象。ユニークな取り組みです。

【10月21日】

ブログを更新しました。特定同族会社事業用宅地等について。**小規模宅地等の特例**をうまく使えば相続税額を有効に減額できます。

『小規模宅地等についての相続税の課税価格の特例 その4』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11941454844.html>

【10月23日】

ゴミ収集日。愛知県津島市の実家のある地区では月曜日と木曜日にゴミを捨てます。今日はビン・缶の収集もありました。よくわかっていないだけにラッキー。

【10月24日】

今日の**指導監査**。新会計基準を既に適用している保育所にお伺いします。社会福祉法人は補助金や寄付金を受けて運営されているため、その状況を確認する目的で自治体による指導監査が行われます。

【10月25日】

グリコの看板。大阪ミナミにある名所がリニューアルされました。LED を使って背景が動く電子看板。目にするのが楽しみです。

【10月26日】

著書(共著)のご紹介。『理事長 院長 実務家のための 医療法人の事業承継 Q&A』(実務出版)。本書は相続税対策としても有益な考え方を提示しています。まずは HP の掲載文をお読みください。

<http://matsui-jicpa.com/mc.html>

つぶやきは、ブログやホームページにおいても適時にご覧ください。